

発 言 者	議 事
議 長 議 長 議 長 議 長 議 長 政 策 推 進 課 長 議 長 議 長 議 長 高 田 議 員	〔 １ ２ 月 １ ２ 日 〕 皆さん、おはようございます。 ただいまの出席議員数は１０名であり、定足数に達しておりますので、昨日に引き続き会議を開きます。（１０：００） これより議事に入ります。 日程第１７ 議案第１２号定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、議題とします。 議案の説明を求めます。 政策推進課長 議案第１２号の定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について御説明いたします。（議案内容説明記載省略） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。 質疑ありませんか。 ２番、高田議員 中身を見るとですね、ほとんど言葉の中身を変えたというか、ほぼ言葉の使い方を変えたということだと思いますけど、最後のウ教育、というのを追加いたしました。いままでも、それぞれの地域でスポーツ交流はやっていたと思うんですが、あえて教育を取り上げた理由というのをご説明ください。

議	長	政策推進課長
政 策 推 進 課 長		ご質問のとおり、前段の部分は文言整理という部分が大きくて、ウの教育については今回新たにビジョンに載せるということになります。ただ、ご質問のとおり、いままでも、教育施設等は広域的に利用ができたということで、今回ここを変更するのは、それを定住自立圏形成協定に載せることによって特別交付税の算定が可能となります。その費用を特別交付税に算定するために、ビジョンに掲載するというのが主な趣旨となります。以上です。
議	長	他に質疑ありませんか。
議	長	それでは、質疑を終結します。
議	長	討論に入ります。
議	長	討論を終結します。
議	長	議案第１２号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって議案第１２号定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１８ 諮問第１号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議題とします。
議	長	議案の説明を求めます。
議	長	町長
町	長	諮問第１号の人権擁護委員の推薦について、ご説明申し上げます。（議案内容説明記載省略）

議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	質疑を終結します。
議	長	おはかりします。本件につきましては、人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認め、直ちに採決致します。
議	長	諮問第１号人権擁護委員の推薦について、原案のとおり、厚沢部町本町１２９番地１、太田滋子氏、昭和２９年８月６日生まれ、６９歳を人権擁護委員として推薦することに賛成の方の御起立を求めます。
議	長	起立全員であります。
議	長	したがって諮問第１号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、原案どおり可決されました。
議	長	日程第１９ 選挙第１号厚沢部町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について、議題とします。
議	長	おはかりします。
議	長	委員及び補充員の選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定によって指名推選とし、指名については、議長において指名したいと思います。
議	長	これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって選挙の方法については指名推選とし、指名については、議長において指名することに決定しました。

議	長	暫時休憩いたします。（１０：１３）
議	長	それでは、休憩を解きます。（１０：１４）
議	長	厚沢部町選挙管理委員会委員に、住所 鶉町 佐藤征勝 氏、本町 田畑敏幸 氏、富里 木村敏彦 氏、赤沼町 竹中学 氏の４名。
議	長	補充員に 第１順位、住所 木間内 藤八政男 氏、第２順位、新町 近藤良信 氏、第３順位、新栄 由利昭人 氏、第４順位、本町 佐藤準 氏の４名を指名します。
議	長	ただいま指名した委員４名、補充員４名を厚沢部町選挙管理委員会委員並びに補充員の当選人とすることに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって厚沢部町選挙管理委員会委員に、佐藤征勝 氏、田畑敏幸 氏、木村敏彦 氏、竹中学 氏、補充員に第１順位 藤八政男 氏、第２順位 近藤良信 氏、第３順位 由利昭人 氏、第４順位 佐藤準 氏が当選されました。
議	長	日程第２０ 意見書案第１号刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について、議題とします。
議	長	おはかりします。
議	長	意見書案第１号について、議会運営委員会で協議し、提出することに決定しております。
議	長	したがって、あらかじめ配布しておりますので、朗読及び質疑、討論を省略して、原案どおり決したいと思います。
議	長	これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。

議	長	したがって意見書案第 1 号刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 2 1 報告第 1 号各常任委員会所管事務調査の報告について、議題とします。
議	長	始めに、総務文教常任委員会第 2 回所管事務調査報告について、委員長の報告を求めます。
議	長	浜塚委員長
総務文教常任委員長		それでは、総務文教常任委員会第 2 回所管事務調査報告でございます。当委員会が行った所管事務調査事項について、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。 調査年月日は、令和 5 年 1 0 月 3 1 日、1 日間でございます。調査項目につきましては、1 つ目、町有林の管理状況について、2 つ目、公営塾の運営状況について、3 つ目、小学校再編の見通しについて、4 つ目、小中一貫教育に関する取り組みの状況について。調査委員は、私以下標記のとおり 5 名でございます。 それでは、調査結果でございます。1 つ目です。町有隣の管理状況について報告します。町有林の管理状況について過去 5 か年の計画・実績、樹種、販売価格等について資料説明を受け、現地調査を行った。造林、下刈、除間伐、枝打事業については年度予算に基づいて計画立案のもと進めており、国の補助事業も活用している。収支実績は補助金と素材売払収入等により採算確保を図っている。現地調査として令和 3 年度の植林した町有林を確認したが、その後の 4 年度及び 5 年度と下刈も実施しており概ね良好に管理されていることを確認した。今後も行き届いた町有林の管理と森林整備を望むものであり、森林環境税の積極的な活用が必要と思われる。また、現状は町職員が専任配置されていないことから、町森林組合との連協協力により専門性を持った保育管理を引き続き行うことが必要と思われる。

2つ目でございます。公営塾の運営状況について、報告します。公営塾は、都市部と同等な教育機会を実現し、学力の底上げと課題解決能力や論理的思考力といったこれからの時代に求められる能力を身に付け、予測困難な社会変化の中でも生き抜く、時代に対応した個人の資質を養成することを目的に設置され、開設して4年以上経過したが、学校教育とは別な形で町内の中学生・高校生の学力向上に寄与してきた。令和5年10月現在、講師は4名、子育てアドバイザー1名の体制で運営しており、通塾者は中学生31名で、全体の40パーセント程度が利用しており、高校生は11名が通塾している状況である。また、現地調査を実施し、公営塾は4月からの新しい施設への移転により、快適な環境で塾生が学習できるようになった。新しい公営塾の教室・自習室・休憩室等塾生及び講師にも配慮がなされた改修がなされていることを確認した。今後においては、中学3年生の通塾状況が年々減少している傾向がみられることから、利用料金や予習を含めた学習内容の見直しなどを検討するとともに、中学校との連携がより学力向上につながることから、町担当の部署を町教委へ移行する検討もすべきである。

3つ目でございます。小学校再編の見通しについて、報告します。町内の小中学校の再編については、平成28年2月に町教委が策定した「厚沢部町立学校適正配置計画」により、美和小学校の統廃合や町内3中学校の統合再編が行われてきたところである。その中長期計画によると完全複式校及び3学級以上を維持できない見込となる学校については、統合の必要性について検討するとなっており、令和6年度には「鶉小学校」、令和11年度には「館小学校」もこの計画基準を維持できないことが見込まれている。そのことから「鶉小学校」については昨年度末から保護者等への説明会を実施し、令和6年度での統廃合については概ね了解を得ているとの説明ではあったが、最終的な鶉地区での地域説明会を早急に開催し、地域の理解を得た上で、統廃合に向

けた対応を行うよう努めていただきたい。また、「館小学校」については、地域住民への「学校の現状」を説明する機会を設けるなど、十分な理解を得ながら進めていくことが重要である。

4つ目でございます。小中一貫教育に関する取り進めの状況について、報告します。

小中一貫教育に関する国の答申・通知等の概要、当町における取組状況及び今後の課題について資料説明を受けた。文部科学省では「小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育」を小中一貫教育と定義しており、大きく「義務教育学校」「併設型小・中学校」「連携型小・中学校」の3類型を想定した通知がなされている状況である。当町における小中一貫教育の取組みは、令和元年度から協議を進めてきたところであり、令和3年度には、小中一貫教育を導入するための基本的な考え方を整理した「厚沢部町小中一貫教育基本方針」を策定、令和4年度には、町内教職員で組織している「小中一貫教育推進プロジェクト会議」において、今後の当町の小中一貫教育の方向性について「義務教育学校」の設立が望ましいとの教育長への答申が行なわれている。その答申は、小中合同学校運営協議会においても協議確認を得ているものとなっている。以上の協議を踏まえ、施設一体型の「義務教育学校」の設立を基本とした「厚沢部町立小中一貫教育推進基本方針（案）」を令和5年6月に町総合教育会議において審議確認し、同年8月には3地区での地域説明会を開催しているが、地区住民が理解しているかは疑問である。今後は、施設一体型の「義務教育学校」の設立に向けた協議を対象となる世代の保護者を中心とした町民へ説明する機会を積極的に設けるなど、十分な理解を得ながら進めていくように努めていただきたい。なお、「義務教育学校」建設に向けた財源の確保並びに建設場所について、早急に検討すべきである。

以上、調査報告といたします。

議長 産業厚生常任委員長	それでは、次に、産業厚生常任委員会第2回所管事務調査報告について、委員長の報告を求めます。 高田委員長 それでは、産業厚生常任委員会第2回所管事務調査の報告を致します。 調査年月日につきましては、令和5年11月1日、1日間であります。調査項目、1、素敵な過疎づくり(株)と道の駅あっさぶの運営状況と今後について及び新商業施設（アッサン）の運営状況とその関係性について、2、交通弱者等の移動手段と確保及び高校生の通学対策について、3、町内介護事業の現状と今後について、4、国保病院の運営状況について、以上4点であります。調査委員については、記載の4名であります。 調査結果、1、素敵な過疎づくり(株)と道の駅あっさぶの運営状況と今後について及び新商業施設（アッサン）の運営状況とその関係性について。素敵な過疎づくり(株)は、厚沢部町が目指す「素敵な過疎の町」実現に向けて、各種業務に取り組んでおり、町からの受託業務について、令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により物販・イベントへの不参加や大学アウトキャンパス事業等は中止となったが、「冬の道駅まつり」は3年ぶりに開催された。移住・交流コンシェルジュ業務及び指定管理業務に係る保育園留学の推進・運営は、150組526人の利用実績となり、リピーターも多く、5年度の予約状況も順調で、今後も当事業の推進を期待する。高齢者等生活支援業務については令和4年度いっぱいで事業所を閉所し、社会福祉協議会へ業務が引き継がれたため、町外利用者へのサービス提供ができなくなる懸念があったが、全員のサービス提供事業所が決まりスムーズに業務移行ができている。物産センターは、コロナ禍のもと厳しい運営を強いられたが、入館者数・販売額ともに増となっている。新商業施設（アッサン）
-------------------------	--

は、令和４年８月２０日にオープンし１年が経過した。令和５年９月の売上は令和４年９月と比べて低調となったが、４月から翌年３月までの通年実績がないため今年度の決算を注視する必要がある。新商業施設ができて以来、物産センターの販売額は伸びており来客数も増え、少なからず好影響があったと考えられる。新商業施設について、通年の状況がまだ分からないが、それに関わらず、より売上を向上させるよう指定管理者及び担当課で努力することを望む。

２、交通弱者等の移動手段と確保及び高校生の通学対策について。令和５年２月に、町民の移動手段となる公共交通の利便性・効率性の向上を図り、町づくりと一体となった持続可能な地域公共交通ネットワークを再構築することを目的として地域公共交通計画の策定がされた。現在函館バスが運行している路線のうち、幹線と言われる国道を走る路線は継続し、支線と言われる滝野・稲見や富里を走る路線（町が補助を出し運行している路線）を地域公共交通へ転換する方向である。また、社会福祉協議会が行っている「外出支援サービス」が、バスやタクシーが運行されていない地域において住民の日常生活における移動手段を確保するために「交通空白地有償運送」という新たな公共交通サービスになり、町民の誰もが乗れるような事業となる。今後、運行ルートや運賃について協議・決定され、令和６年４月から地域公共交通として運用していくこととなる。より町民の利便性等を考えた事業の実施に期待するところである。現在、江差高校に通学する学生を対象にバス定期券購入費の８割補助を７月通学分から行っている。今後、函館バスから地域公共交通に転換された場合に、運行時間や回数、定期券購入補助の方法等について、該当する生徒や家庭の意向に添った運用を望む。

３、町内介護事業の現状と今後について。令和５年１０月末現在において、厚沢部町の介護資源の状況は、訪問介護や訪問看護を行う居宅介護サービス、また、グループホームや地域密着型

通所介護を行う地域密着型サービスがそれぞれ5事業所、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を運営する施設サービスが1事業所、そして要介護者が介護サービスなどを利用しながら自宅で生活できるようケアマネージャーが支援をする居宅介護支援事業所が2ヵ所あり、介護事業が提供されている。介護給付額での利用率は、居宅介護サービスが26.3%、地域密着型サービスが30.8%、施設サービスが42.9%となっている。また、町単独事業として、移送サービス、除雪サービスまたは外出支援サービス等、13種類の高齢者生活支援事業を実施している。特に、1人で外出することが困難な高齢者を対象として移送支援を行う外出支援サービス、体が不自由で除雪が困難な高齢者に対して除雪を行う除雪サービスは、なくてはならないサービスとなっている。高齢者人口のピークは過ぎてはいるが、介護を行う人員が減ってきており、介護職に携わる職員1人にかかる比重が高くなってきている。待遇改善や職業の理解を深め、人員を確保し介護事業を継続できるような体制づくりを求める。

4、国保病院の運営状況について。国保病院の医師体制は令和5年10月現在、常勤医師が2名、眼科医師1名、非常勤医師1名の計4名体制で、看護師・准看護師は会計年度任用職員等を含め19名となっている。新型コロナウイルス感染症の拡大もあり、令和3・4年度の患者数は減少傾向であったが、令和5年度は感染症法上の5類への移行もあり入院外来両方において増加傾向である。現状、検査技師が不在であり、検査については外注しており、結果がすぐ出ない状況にある。患者に不利益が出かねないため早急に確保できるよう望む。医師の働き方改革が6年度から始まり、経営だけではなく体制についても厳しくなることが予想される。医師・看護師等の不足、人口減少・少子高齢化による医療需要の変化により、経営が難しい公立病院が多くなっている中、今後策定される公立病院経営強化プランにおいて、持続可能な地域医療提供体制の確

		保、限られた医師、看護師をはじめとした医療スタッフの医療資源を地域全体で最大限効率的に活用し、国保病院の経営が強化されていくことが望まれる。また、「南檜山メディカルネットワーク」とも連携をし、南檜山圏域における住民が将来にわたり住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受け続けられる体制の構築ができるよう期待する。以上、所管事務調査報告の報告を終わります。
議	長	以上をもちまして、各常任委員会所管事務調査報告について、報告済みとします。
議	長	日程第２２ 議員の派遣について、おはかりします。
議	長	会議規則第１２０条の規定によって、お手元に配布のとおり議員を派遣することにしたいと思います。
議	長	これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定しました。
議	長	おはかりします。
議	長	以上で、本定例会に提出された案件の審議、全部終了しました。
議	長	会議規則第７条の規定により、これをもって会議を閉じたいと思います。
議	長	これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。
議	長	したがって本定例会は、これをもって閉会することに決定しました。
議	長	令和５年第４回厚沢部町議会定例会、閉会します。御苦労様でした。（１０：３３）